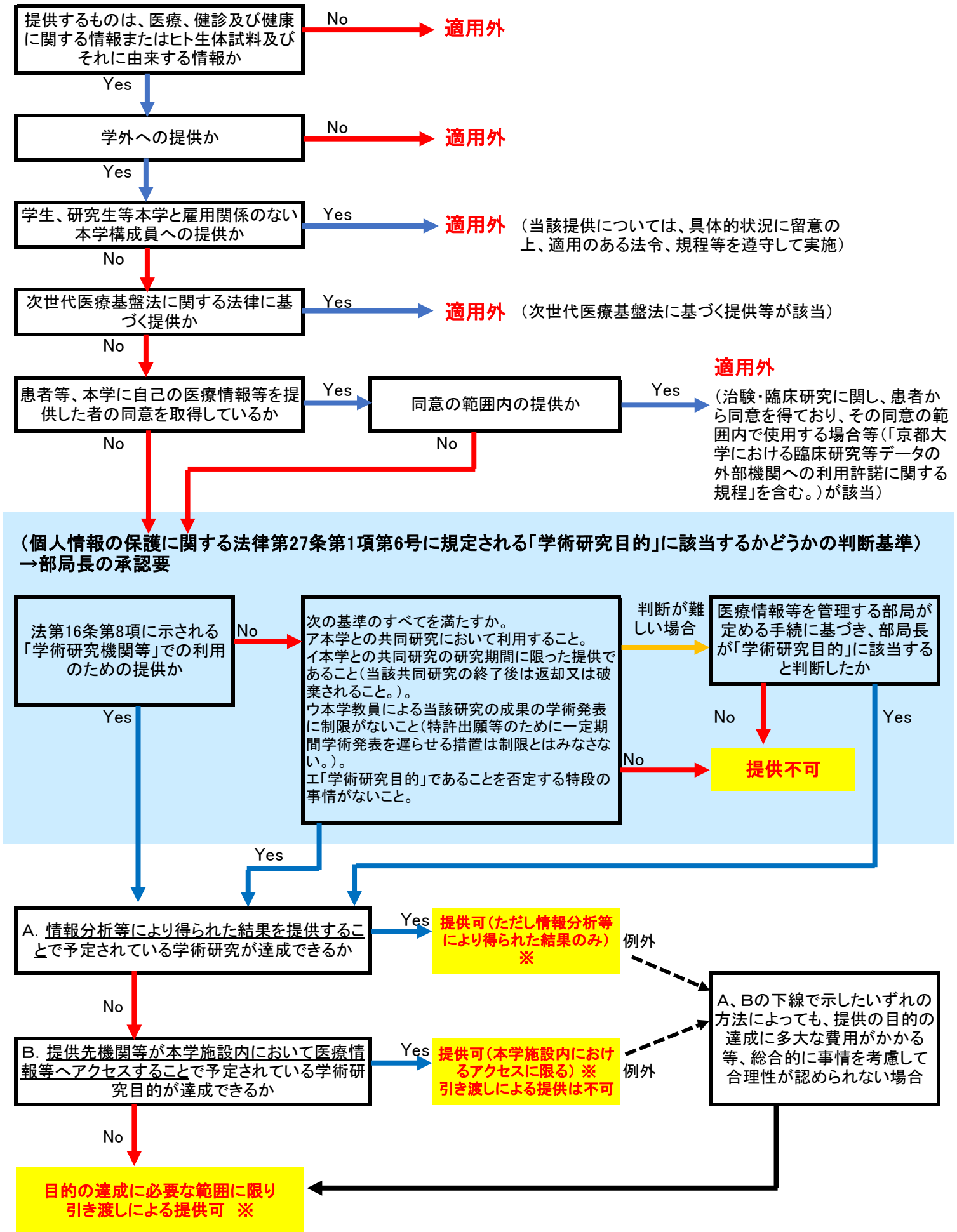


京都大学における医療情報・ヒト生体試料の学外への提供についての指針 適用チャート



※提供に当たっては、以下の手続を経ること

1. 倫理審査委員会等の必要な手続
2. 京都大学における個人情報の保護に関する規程に定める手続(安全措置要求、書面の取り交わし等)
3. 提供の対象となる医療情報等を管理する部局長が指針第7に基づき定める規程その他関係する規程等に定める手続